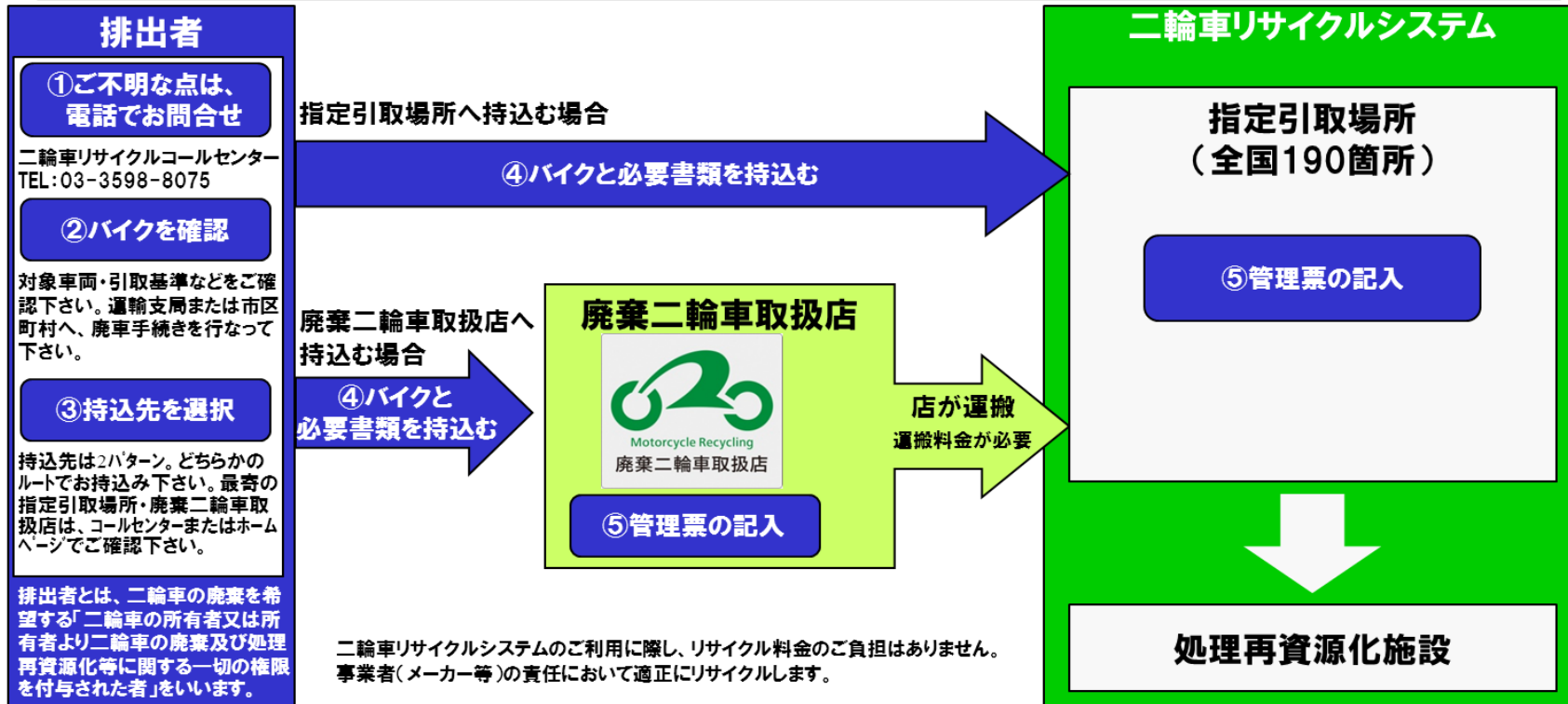


二輪車リサイクルシステムのながれ



対象車両

- 参加事業者が製造または輸入し、国内で販売したオートバイ。

引取基準

- ハンドル、車体(フレーム)、ガソリンタンク、エンジン、前後輪(ホイール)が一体となっている状態。

- ・可動・不可動は問いません。
- ・各パーツがバラバラの状態では、対象外。
- ・ごみ類や後付部品等は、事前に取除く。
- ・オイル・ガソリン等の漏れがある場合、抜取る。
- ・電動二輪車の動力用充電電池(リチウムイオンバッテリー等)や充電器は対象外。

持込時に必要な書類

- バイクの所有者が確認できる書類

- ・原付 ⇒ 廃車申告受付書等
- ・軽二輪 ⇒ 軽自動車届出済証返納済確認書等
- ・小型二輪 ⇒ 自動車検査証返納証明書等

運輸支局・市区町村に登録・届出されているバイクをリサイクルすることはできません。(廃棄二輪車取扱店に廃車手続きを依頼することが可能な場合もあります。)

- 排出者の本人確認書類

- ・免許証、健康保険証、パスポート等

所有者と使用者が異なり、使用者が持込む場合、「所有者より廃棄及び処理再資源化に関する一切の権限を付与された者」として、所有者との間に問題が生じた場合の全責任を負う旨の誓約(署名)が必要。